【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月24日提出

【計算期間】 第3期(自 2024年7月26日至 2025年7月25日)

【ファンド名】 東洋・中国A株オープン「創新」

【発行者名】 SOMPOアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 力

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 津田 浩平

【連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【電話番号】 03-5290-3400

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

投資信託証券を通じて信託財産の成長を目指します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型		債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
		来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収
		益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをい
		います。
投資対象資産	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収
(収益の源泉)		益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。

属性区分表

ルージーエー・ファレく				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファ	あり
		(日本を含む)	ンド	()
一般	年2回	│ 日本	ファンド・	なし
			オブ・ファンズ	
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	区欠州		
	(隔月)	アジア		
債券	年12回	オセアニア		
一般	(毎月)	中南米		
公債	日々	アフリカ		
<u>→</u> ⊥/==	その他	中近東		
社債	()	(中東)		

		看	ā仙証券報告書(内国投資信	51
その他債券	エマージング			
クレジット属性				ĺ
()				ĺ
不動産投信				İ
その他資産				i
(投資信託証券				İ
(株式 一般))				İ
資産複合				İ
()				ĺ
資産配分固定型				İ
	ı	1	1	1

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。
- (注3)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

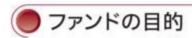
<属性区分の定義>

資産配分変更型

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、
	(投資信託証券	主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらな
	(株式 一般))	いすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいま
	(17.7)	す。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載
		があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益
		│が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があ│
		るものをいいます。
投資形態	ファンド・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に
	オブ・ファンズ	│ 関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ │
		をいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない
		│ 旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がな │
		いものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<ファンドの特色>



信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

- 1
- 主に中国の上海証券取引所および深セン証券取引所に上場する 人民元建て株式(中国 A 株)に投資し、信託財産の成長を目指 します。
- ●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - ・当ファンドは、「ユナイテッド チャイナ エーシェアーズ イノベーション ファンド」投資信託証券および「SOMPOマネーブールマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
 - ・原則として、「ユナイテッド チャイナ エーシェアーズ イノベーション ファンド」投資信託証券への 投資比率を高位に保ちます。
 - ※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲「主要投資対象の投資信託証券の概要」を ご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。
- 実質的な運用は、中国の総合金融会社である中国平安保険グループ傘下の平安ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

投資対象とする外国投資信託に関して

投資顧問会社: UOBアセットマネジメント・リミテッド

シンガポール 3 大銀行の 1 つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行傘下の運用会社で、アジア企業の分析に豊富な経験を持っています。

副投資顧問会社:平安ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

保険・銀行・投資の3つの中核事業を抱える、中国の大手総合金融会社の中国平安保険グループ傘下の 運用会社です。株式、債券等の運用戦略や MMF を取り扱っています。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

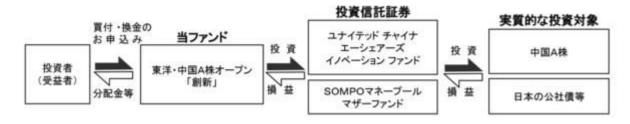
(2)【ファンドの沿革】

2023年3月8日 信託契約締結、設定、運用開始

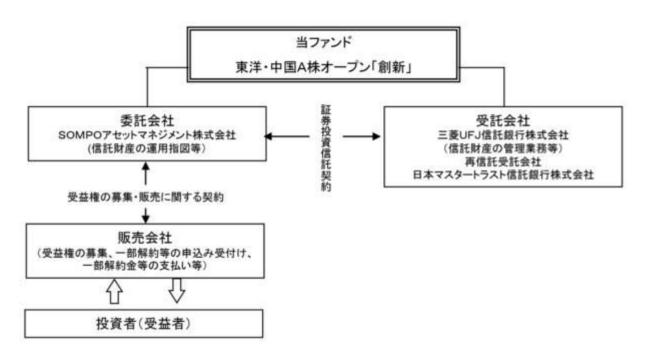
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、 株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を 組入れることにより運用を行います。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者:SOMPOアセットマネジメント株式会社 ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の 募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の 再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社等の概況

()資本金の額 1,550百万円 (2025年7月末現在)

()委託会社の沿革

1986年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立

1987年 2月20日 投資顧問業の登録

1987年	9月9日	投資ー任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリ
		ンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本
		興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

()大株主の状況(2025年7月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番 1 号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資能度

- () 主として「United China A-Shares Innovation Fund」および「SOMPOマネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指します。
- () 原則として、「United China A-Shares Innovation Fund」投資信託証券への投資比率は 高位を維持することを基本とします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「United China A-Shares Innovation Fund」および「SOMPOマネープールマザーファンド」を選定しました。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- イ.有価証券
- 口. 金銭債権
- 八.約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券 (投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券 と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま す。)
- 4 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 United China A-Shares Innovation Fund

親投資信託 SOMPOマネープールマザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	ユナイテッド チャイナ エーシェアーズ イノベーション ファンド (United China A-Shares Innovation Fund)
形 態	シンガポール籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	・上海・深セン証券取引所に上場されている中国 A 株を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資制限	・有価証券の空売りは行いません。 ・流動性に欠ける資産への投資は行いません。 ・純資産総額の 10%を超える借入れを行いません。 ・為替ヘッジは行いません。 <有価証券の発行者等に関するエクスポージャー> 1発行体 10%以内 <取引の相手方に対するエクスポージャー> 評価益ベースで 10%以内
決 算 日	毎年 12月 31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率 0.80% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資 信託経券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、売買委託手数料、外国における資産の保証 等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	U O B アセットマネジメント・リミテッド (UOB Asset Management Ltd.)
副投資顧問会社	平安ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Ping An Fund Management Company Limited)

[※]ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

名	称	SOMPOマネーブールマザーファンド		
形態		国内籍親投資信託(円建て)		
運用の基本方針		わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ベーパー等の短期有価証券)に 投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。		
主な	公投資制限	 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 		
設	定 日	2018年10月26日		
信	託 期 間	無期限		
決	算 日	原則として、毎年 10月 18日		
信託報酬等		ありません。		
申込	・解約手数料	ありません。		
委	託 会 社	SOMPOアセットマネジメント株式会社		
受 託 会 社		三菱UFJ信託銀行株式会社		

(3)【運用体制】

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

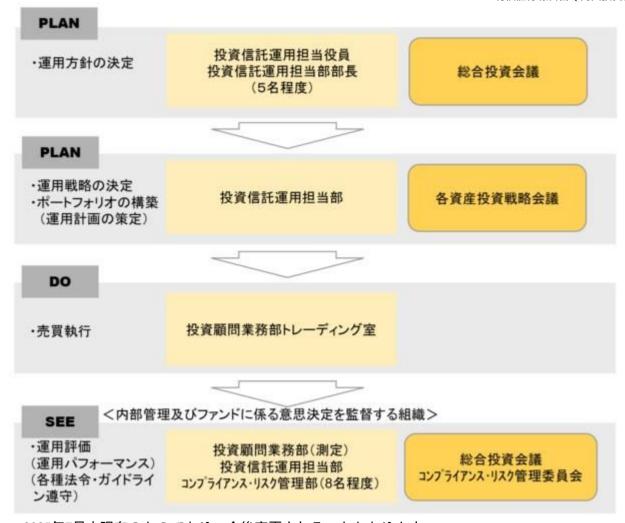
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種 規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュア ル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項 等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4)【分配方針】

毎決算時(原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき 分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5)【投資制限】

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

外国為替予約取引(法人税法第61条の5に定めるものを含みます。)は、為替変動リスクを 回避する目的以外には利用しません。 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外 国為替の売買の予約を指図することができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

- ()委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的とし て、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができま す。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約 代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- ()信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるとき は、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ()信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ()前記()、()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

< 当ファンドの投資にかかるリスク >

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

中国市場への投資に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は中国政府当局の裁量によって行われており、政策変更等により突然変更される可能性があります。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。 RQFII (人民元適格外国機関投資家)制度等の取引制度やこれら制度を通じた証券投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、将来変更される可能性があります。

中国A株への投資においては、取引所による売買停止措置等から、意図した取引が行えない場合があります。

また、中国政府当局の裁量により、海外への送金規制(または海外からの投資規制)等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの 基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払い についての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

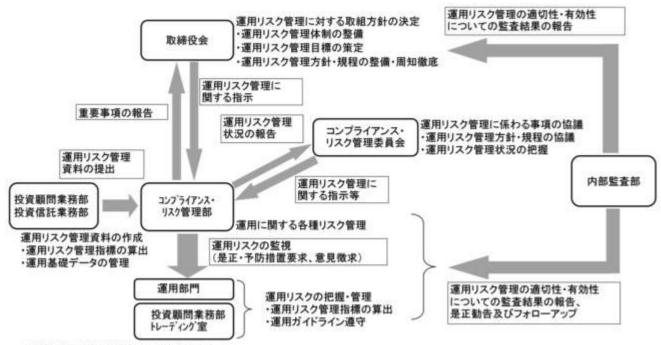
委託会社は、取得申込者の申込金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止(投資信託証券の申込みが一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(投資信託証券の解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求を既に受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注)上図は、2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移 騰落率の比較 ※データは、設定日より掲載しています。 ※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が 異なりますので、ご留意ください。 12,000円 (%)80 62.7 59.8 10,000 60 8,000 40 4.8 21.5 最大值 20 15.3 6,000 0.6 4,000 0 最小值 ファンドの年間騰落率(右軸) -5.8-5.5-6.19.6 2,000 20 -30.40 40 2020/08 2021/08 2022/08 2023/08 2024/08 (年/月) ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 :2024年3月~2025年7月 2020年8月~2025年7月 ファンド 代表的な資産クラス:2020年8月~2025年7月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準 価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。
- ●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの膜落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の膜落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資	変クラスの指数	
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで 配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX 総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものですなお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSC エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的線 表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他 一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ペース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インテックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	J PモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ペース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通資建て国債を対象にした指数ですなお、J.P.モルガンG.B.I.ー E.Mグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
		申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基	
		準価額に3.3% (税抜 3.0%)を上限として販売	販売会社によるファ
 申込み時	申込手数料及び	会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額で	ンドの商品説明・投
中心の時	消費税等相当額	す。	資環境の説明・事務
		申込手数料率の詳細につきましては、販売会	処理等の対価
		社までお問い合わせください。	

1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって 時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいま

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

す。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり に換算した価額で表示されることがあります。

- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 率1.188%(税抜1.08%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおり です(下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)。

委託会社	年率0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終 了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します(税額 は、税法改正時には変更となります。)。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一 旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したとき は、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、 消費税等相当額が含まれています。

ファンドの主要投資対象の1つである外国投資信託証券「United China A-Shares Innovation Fund」に関しても別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた当ファンドの 実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.988%(税込・年率)程度となりま す。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場 合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等(年率)	
United China A-Shares Innovation	0.0004	投資対象とする投資信託証券
Fund	0.80%	の運用の対価、管理報酬等

年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回る ことがあります。

上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。ま た、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、資産 に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に 要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その 他の実費などを負担する場合があります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息 (「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用 監査

監査法人に支払うファンド監査にかかる費用

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手 数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照

ください。)。

(注2) 収益分配金の課税について

・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	
2.08%	1.19%	0.89%	

- ※対象期間は2024年7月26日から2025年7月25日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均 受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※投資対象とする投資信託証券(投資先ファンド)にかかる費用はその他費用に含めています。なお、ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

東洋・中国A株オープン「創新」

2025年7月31日現在

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	403,299,756	94.73
親投資信託受益証券	日本	4,152,782	0.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		18,270,956	4.29
純資産総額		425,723,494	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) SOM P O マネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	59,977,210	82.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		12,693,794	17.47
純資産総額		72,671,004	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

東洋・中国A株オープン「創新」

2025年7月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
	シンガ ポール		United China A- Shares Innovati	24,383.21	15,353.83	374,375,878	16,540.06	403,299,756	94.73
2	日本	親投資信託 受益証券	SOMPOマネープールマザー ファンド	4,165,696	0.9968	4,152,389	0.9969	4,152,782	0.98

- (注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.73
親投資信託受益証券	0.98
合計	95.71

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

										T1/101H	- 70
順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本		第1303回国 庫短期証券	20,000,000	99.90	19,980,660	99.99	19,999,300		2025/8/4	27.52
2	日本		第1309回国 庫短期証券	20,000,000	99.89	19,979,780	99.96	19,992,860		2025/9/1	27.51
3	日本		第1314回国 庫短期証券	10,000,000	99.90	9,990,960	99.93	9,993,870		2025/9/22	13.75
4	日本		第1318回国 庫短期証券	10,000,000	99.90	9,990,410	99.91	9,991,180		2025/10/14	13.75

- (注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

(注3) 償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	82.53
合計	82.53

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率該当事項はありません。

【投資不動産物件】

東洋・中国A株オープン「創新」 該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

東洋・中国A株オープン「創新」 該当事項はありません。

(参考)SOMPOマネープールマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

東洋・中国A株オープン「創新」

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

近日(2025年7月末)、同日削1年以内における各月末及び下記計算期間末における純質産の推移は次の通りです。							
		純資産総	額(円)	1口当たりの紅	· 连資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)		
第1計算期間末	(2023年 7月25日)	489,267,595	489,267,595	0.8214	0.8214		
第2計算期間末	(2024年 7月25日)	333,345,097	333,345,097	0.6537	0.6537		
第3計算期間末	(2025年 7月25日)	393,877,848	393,877,848	0.7417	0.7417		
	2024年 7月末日	334,286,178		0.6555			
	8月末日	297,610,600		0.6017			
	9月末日	307,147,797		0.6301			
	10月末日	322,696,755		0.6720			
	11月末日	307,739,872		0.6424			
	12月末日	328,391,913		0.7078			
	2025年 1月末日	327,381,827		0.6926			
	2月末日	362,723,679		0.7233			
	3月末日	360,417,503		0.6724			
	4月末日	331,776,789		0.6235			

5月末日	330,958,534	0.6219	
6月末日	361,169,209	0.6786	
7月末日	425,723,494	0.7956	

【分配の推移】

東洋・中国A株オープン「創新」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

東洋・中国A株オープン「創新」

	収益率(%)
第1計算期間	17.9
第2計算期間	20.4
第3計算期間	13.5

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。 なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

東洋・中国A株オープン「創新」

	設定口数	解約口数
第1計算期間	654,733,889	59,116,210
第2計算期間	57,277,236	142,960,905
第3計算期間	134,026,859	112,921,231

⁽注1)本邦外における設定及び解約はございません。

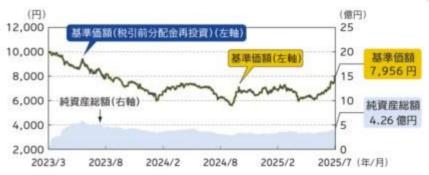
参考情報

⁽注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

基準日: 2025年7月31日

基準価額・純資産の推移 2023/03/08~2025/07/31

● 分配の推移



設定来累計	0円
-	_
-	-
2025年07月	0円
2024年07月	0円
2023年07月	0円

- 1万口当たり、税引前
- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

9

主要な資産の状況

●東洋・中国A株オープン「創新」

資産別構成	
資産の種類	純資産比
UNITED CHINA A-SHARES INNOVATION FUND - CLASS JPY	94.73%
SOMPOマネーブールマザーファンド	0.98%
コール・ローン等	4.29%
合 計	100.00%

●ユナイテッド チャイナ エーシェアーズ イノベーション ファンド

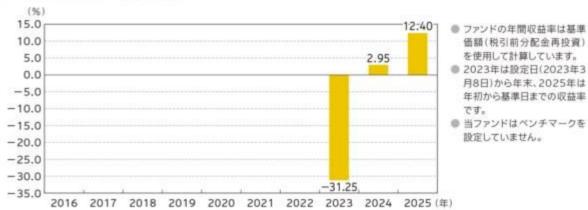
以下の項目はUOBアセットマネジメント・リミテッドおよび 平安ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが作成したデータを掲載しております。

資産別構成	
資産の種類	純資産比
株式	92.7%
現金等	7.3%
合 計	100.0%

	銘 柄 名	市場	業種	純資産比
1	EOPTOLINK TECHNOLOGY INC L A	深セン	情報技術	7.3%
2	ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD A	深セン	情報技術	6.8%
3	VICTORY GIANT TECHNOLOGY A	深セン	情報技術	6.3%
4	3PEAK INC A	上海	情報技術	5.0%
5	FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE A	上海	情報技術	4.6%
6	SEMICONDUCTOR MANUFACTURIN A	上海	情報技術	4.6%
7	YUANJIE SEMICONDUCTOR TECH A	上海	情報技術	4.4%
8	SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD A	上海	情報技術	4.1%
9	SHENZHEN KINWONG ELECTRONI A	上海	情報技術	3.5%
10	SUZHOU RECODEAL INTERCONNE A	上海	資本財・サービス	3.3%
	組入銘柄数		35 銘柄	

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- ◎ 表中の各数値は四捨五入して表示している場合、合計が 100%とならないことがあります。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームベージでご確認いただけます。
- 表中の各数値は四捨五入して表示している場合、合計が 100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。
 - <取得申込不可日>

- ・上海証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・深セン証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・香港の銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)の前営業日
- ・申込日から起算して9営業日目までの期間中に、上海証券取引所、深セン証券取引所の休業日 (半日休業日を含みます。)または香港、シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みま す。)が3日以上ある場合

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。

委託会社は、取得申込者の申込金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止(投資信託証券の申込みが一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
 - <解約申込不可日>
 - ・上海証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
 - ・深セン証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
 - ・香港の銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
 - ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
 - ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)の前営業日
 - ・申込日から起算して9営業日目までの期間中に、上海証券取引所、深セン証券取引所の休業日 (半日休業日を含みます。)または香港、シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みま す。)が3日以上ある場合
 - 一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して9営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留 保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(投資信託証券の解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(投資信託証券の解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって 時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいま す。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができま

す。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は 1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第41条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月26日から翌年7月25日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- ()委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由など の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対 し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- ()前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合におい

て、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の 意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事 情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用 しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- ()委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 42条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- ()委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ()前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第42条第2項の書面決議で 否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ()委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ()委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第42条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ()委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- ()委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 ()から ()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合 において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が 否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- ()委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ()前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

()委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

()前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式 会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書 類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該

収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5 営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の 実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けない ものとします。

<解約申込不可日>

- ・上海証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・深セン証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・香港の銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)
- ・シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)の前営業日
- ・申込日から起算して9営業日目までの期間中に、上海証券取引所、深セン証券取引所の休業日 (半日休業日を含みます。)または香港、シンガポールの銀行の休業日(半日休業日を含みま す。)が3日以上ある場合

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指 図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、

反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年7月26日から2025年7月25日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【東洋・中国A株オープン「創新」】

(1)【貸借対照表】

第2期 第3期 2024年7月25日現在 2025年7月25日現 資産の部	見在
咨 产の可	
貝圧い中	
流動資産	
コール・ローン 16,590,902 1	7,648,312
投資信託受益証券 315,543,831 37-	4,375,878
親投資信託受益証券 3,475,280	3,912,389
未収利息 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	169
流動資産合計 335,610,017 39	5,936,748
資産合計 335,610,017 39	5,936,748
 負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬 62,130	56,681
未払委託者報酬 2,174,582	1,983,763
その他未払費用	18,456
流動負債合計 2,264,920 2,264,920	2,058,900
負債合計 2,264,920	2,058,900
元本等	
元本 509,934,010 53	1,039,638
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()176,588,913 13	7,161,790
元本等合計 333,345,097 39	3,877,848
純資産合計 333,345,097 39	3,877,848
負債純資産合計 335,610,017 39	5,936,748

(2)【損益及び剰余金計算書】

		<u>(単位:円)</u>
	第2期 自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	第3期 自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
営業収益		
受取利息	494	35,439
有価証券売買等損益	89,550,086	47,199,156
営業収益合計	89,549,592	47,234,595
二 営業費用		
支払利息	3,252	-
受託者報酬	133,586	110,131
委託者報酬	4,675,730	3,854,312
その他費用	80,843	49,489
営業費用合計	4,893,411	4,013,932
営業利益又は営業損失()	94,443,003	43,220,663
経常利益又は経常損失()	94,443,003	43,220,663
当期純利益又は当期純損失()	94,443,003	43,220,663
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	13,367,870	1,200,210
期首剰余金又は期首欠損金()	106,350,084	176,588,913
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,143,409	39,034,895
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	26,143,409	39,034,895
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,307,105	44,028,645
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	15,307,105	44,028,645
分配金	<u> </u>	<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金()	176,588,913	137,161,790

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 2 . 費用・収益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	期別	第2期 2024年7月25日現	在	第3期 2025年7月25日	現在
1 .	受益権の総数		509,934,010□		531,039,638□
2 .	元本の欠損		176,588,913円		137,161,790円
3 .		1口当たり純資産額	0.6537円	1口当たり純資産額	0.7417円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(6,537円)	(1万口当たり純資産額)	(7,417円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	第3期 自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
	(0円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)でありますが、分配を	計算期間末における経費控除後の配当等収益 (34,862円)(本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0 円)、信託約款に規定される収益調整金(0 円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象 収益は34,862円(1万口当たり0.65円)であり ますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
項目	第2期 自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	第3期 自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 び金銭債務であります。当ファンドが 保有する有価証券の詳細は(有価証券に 関する注記)に記載しております。 (2)金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融 商品は、市場リスク(価格変動、為替動、金利変動等)、信用リスク、流動性 リスクに晒されております。	同左

			日川山方形口首(70日12月12日)
項目	第2期 自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	自至	第3期 2024年7月26日 2025年7月25日
金融商品に係るリスク管理体制	委託のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左	
では、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	電視の記念時間の発生にあれてめ、異なる前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1-1-1-	

金融商品の時価等に関する事項

- 立殿的中の中間寺に関する事項 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
項目	第2期 2024年7月25日現在	第3期 2025年7月25日現在				
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左				
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品	同左				

(関連当事者との取引に関する注記)

<u> (</u>	
第2期 2024年7月25日現在	第3期 2025年7月25日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	第2期 自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	第3期 自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
期首元本額	595,617,679円 509,9	
期中追加設定元本額	57,277,236円	134,026,859円
期中一部解約元本額	142,960,905円	112,921,231円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年7月25日現在	第3期 2025年7月25日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	66,808,981	48,159,739	

親投資信託受益証券	1,399	6,958
合計	66,810,380	48,166,697

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月25日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	United China A-Share s Innovati	24,383	374,375,878	
投資信託受益証券 合	計	24,383	374,375,878	
親投資信託受益証券	SOMPOマネープールマザーファンド	3,924,949	3,912,389	
親投資信託受益証券	合計	3,924,949	3,912,389	
合計			378,288,267	

(注)投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

東洋・中国A株オープン「創新」の主要投資対象の状況は以下のとおりです。 *なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

SOMPOマネープールマザーファンド

貸借対照表

	2024年7月25日現在	2025年7月25日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,810,033	10,863,032
国債証券	79,999,240	59,975,390
未収利息	5	104
流動資産合計	99,809,278	70,838,526
資産合計	99,809,278	70,838,526
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	_
負債合計	-	_
純資産の部		
元本等		
元本	100,337,473	71,062,562
剰余金		

	2024年7月25日現在	2025年7月25日現在
科目	金額(円)	金額(円)
剰余金又は欠損金()	528,195	224,036
元本等合計	99,809,278	70,838,526
純資産合計	99,809,278	70,838,526
負債純資産合計	99,809,278	70,838,526

注記表

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準

(貸借対照表に関する注記)

		<u>/_ ii </u>			
	期別	2024年7月25日現在	Ξ	2025年7月25日現在	
1 .	受益権の総数		100,337,473□		71,062,562□
2 .	元本の欠損		528,195円		224,036円
3 .	計算期間の末日にお		0.9947円	1口当たり純資産額	0.9968円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(9,947円)	(1万口当たり純資産額)	(9,968円)

約定日基準で計上しております。

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融所の内容 (1)金融商品の内容 (1)京ンドが保有している金融商品は債務でいる金額の金銭債務であります。はではまるではでする注でである。 (1)であるではできまではできまではできまではできまではできまでででできまででできまででで	同左
		同左

項目	自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

正照可加の時間もに対する子	75	
項目	2024年7月25日現在	2025年7月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその 差額) 当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等 の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決 済されるため、帳簿価額を時価としてお ります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年7月25日現在	2025年7月25日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2023年7月26日 至 2024年7月25日	自 2024年7月26日 至 2025年7月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	106,042,677円	100,337,473円
同期中追加設定元本額	54,434,016円	30,276,321円
同期中一部解約元本額	60,139,220円	59,551,232円
元本の内訳 *		
世界株式インデックス戦略ファンド(資産成長型)2023-07	8,147,479円	2,119,289円
世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07	7,574,845円	4,973,137円
東洋・中国A株ファンドDD「華夏」2020	17,714,485円	- 円
東洋・中国 A 株ファンド「創新」2021(限 定追加型)	29,761,520円	23,719,283円
東洋・中国A株オープン「創新」	3,493,798円	3,924,949円
米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド	10,130,717円	10,130,717円
東洋・インドネシア株式ファンド	23,514,629円	26,195,187円
計	100,337,473円	71,062,562円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年7月25日現在 2025年7月25日現在	
種類	種類 当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の (円)	
国債証券	940	33,580
合計	940	33,580

⁽注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式

(2)株式以外の有価証券

2025年7月25日現在

種類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第1303回国庫短期証券	20,000,000	19,998,400	
	第1309回国庫短期証券	20,000,000	19,992,040	
	第1314回国庫短期証券	10,000,000	9,993,710	
	第1318回国庫短期証券	10,000,000	9,991,240	
合計		60,000,000	59,975,390	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

United China A-Shares Innovation Fund 貸借対照表

2024年12月31日

United China A-Shares Innovation Fund

2024

ドル

資産

有価証券ポートフォリオ	116,938,754
未収入金	204,698
現金預金	8,712,777
差入証拠金	181,068
公正価値で測定される金融派生商品	2,810
資産合計	126,040,107

負債

未払金1,123,181負債合計1,123,181

純資産

投資家に帰属する純資産 124,916,926

ポートフォリオ明細

2024年12月31日時点 United China A-Shares Innovation Fund

保有数量 公正価格 純資産比率 (%)

業種別 株式

コミュニケーション・サービス

		SOMPOアセッ	ノトマネジメント :報告書(内国投)
CHINA MOBILE LTD	71,010	1,568,158	1.25
JIANGSU PHOENIX PUBLISHING & MEDIA CORP LTD	560,000 _	1,207,796	0.97
コミュニケーション・サービス合計	_	2,775,954	2.22
一般消費財・サービス	270 000	2 640 250	2.42
ANHUI JIANGHUAI AUTOMOBILE GROUP CO LTD BYD CO LTD	378,000 24,100	2,649,250	2.12 1.02
HAIER SMART HOME CO LTD	757,300	1,273,155 4,029,538	3.23
HMT XIAMEN NEW TECHNICAL MATERIALS CO LTD	307,700	1,817,824	1.45
一般消費財・サービス合計	_	9,769,767	7.82
生活必需品	700,000	4 075 007	4 40
COFCO SUGAR HOLDING CO LTD	720,900	1,375,627	1.10
金融 AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	1,694,200	1,690,853	1.35
BANK OF CHENGDU CO LTD	1,084,700	3,468,642	2.78
BANK OF HANGZHOU CO LTD	1,464,900	3,999,982	3.20
BANK OF SHANGHAI CO LTD	2,236,569	3,824,751	3.06
CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	1,108,500	1,821,060	1.46
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	212,800	1,563,018	1.25
CHINA PACIFIC INSURANCE (GROUP) CO LTD	193,100	1,229,934	0.99
HUAXIA BANK CO LTD	1,651,900 _	2,472,954	1.98
金融合計	_	20,071,194	16.07
ヘルスケア ZHEJIANG XIANJU PHARMACEUTICAL CO LTD	547,600	1,017,301	0.82
資本財・サービス			
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY NETWORK & TECHNOLOGY HOLDINGS CO LTD	650,700	1,696,504	1.36
JACK TECHNOLOGY CO LTD	165,100	939,889	0.75
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	1,238,200	3,313,856	2.65
MING YANG SMART ENERGY GROUP LTD	905,600	2,134,280	1.71
NANTONG JIANGHAI CAPACITOR CO LTD	682,100	2,241,128	1.79
QINGDAO PORT INTERNATIONAL CO LTD SHANDONG HIMILE MECHANICAL SCIENCE & TECHNOLOGY	779,400	1,327,023	1.06
CO LTD SHENZHEN WOER HEAT-SHRINKABLE MATERIAL CO LTD	146,400	1,373,277	1.10 0.96
YUTONG BUS CO LTD	252,700 100 _	1,192,522 493	0.00
資本財・サービス合計	_	14,218,972	11.38
情報技術	002 250	0 500 046	7 60
ACCELINK TECHNOLOGIES CO LTD ACTIONS TECHNOLOGY CO LTD	983,350 302,087	9,588,016 2,533,307	7.68 2.03
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	70,489	2,533,307 3,772,932	3.02
CAMBRICON TECHNOLOGIES CORP	51,725	6,361,012	5.02
CHENGDU CORPRO TECHNOLOGY CO LTD	415,200	1,680,798	1.35
EOPTOLINK TECHNOLOGY INC LTD	154,700	3,341,741	2.67
ESPRESSIF SYSTEMS SHANGHAI CO LTD	41,613	1,695,451	1.36
GOERTEK INC	293,400	1,415,298	1.13
HENGTONG OPTIC ELECTRIC CO	1,204,000	3,874,891	3.10
IFLYTEK CO LTD	264,800	2,391,359	1.91
LENS TECHNOLOGY CO LTD	877,600	3,592,035	2.88
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	508,700	3,875,214	3.10
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	63,200	4,618,422	3.70
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING INTERNATIONAL CORP	224,061	3,962,315	3.17
SG MICRO CORP	72,800	1,112,701	0.89
SHANGHAI V-TEST SEMICONDUCTOR TECH CO LTD	193,824	2,119,882	1.70
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	59,900	1,399,383	1.12
SHENZHEN INTELLIFUSION TECHNOLOGIES CO LTD	136,440	1,264,804	1.01
UNISPLENDOUR CORP LTD	455,900	2,371,279	1.90
YUANJIE SEMICONDUCTOR TECHNOLOGY CO LTD	37,672	944,868	0.76
ZTE CORP	384,600 _	2,903,959	2.32
情報技術合計	_	64,819,667	51.89

_	_
ᄍ	72
373	77.

条 的			
BLUESTAR ADISSEO CO	397,800	933,057	0.75
DEHUA TB NEW DECORATION MATERIALS CO LTD	881,500	1,957,215	1.56
素材合計	_	2,890,272	2.31
株式合計	_	116,938,754	93.61
投資銘柄合計		116,938,754	93.61
その他純資産/(負債)	_	7,978,172	6.39
投資家に帰属する純資産	_	124,916,926	100.00

⁽注1)UOBアセットマネジメント・リミテッドからのデータ提供を受けて作成しております。 (注2)作成時点において、入手可能な直近計算期間の財務諸表を用いております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東洋・中国A株オープン「創新」

2025年7月31日現在

資産総額	425,803,162円
負債総額	79,668円
純資産総額(-)	425,723,494円
発行済数量	535,084,400□
1単位当りの純資産額(/)	0.7956円

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	72,671,004円
負債総額	円
純資産総額(-)	72,671,004円
発行済数量	72,898,254□
1単位当りの純資産額(/)	0.9969円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替 停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年7月末現在)

資本金の額1,550百万円会社が発行する株式の総数50,000株発行済株式総数24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年7月末現在)

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を 選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

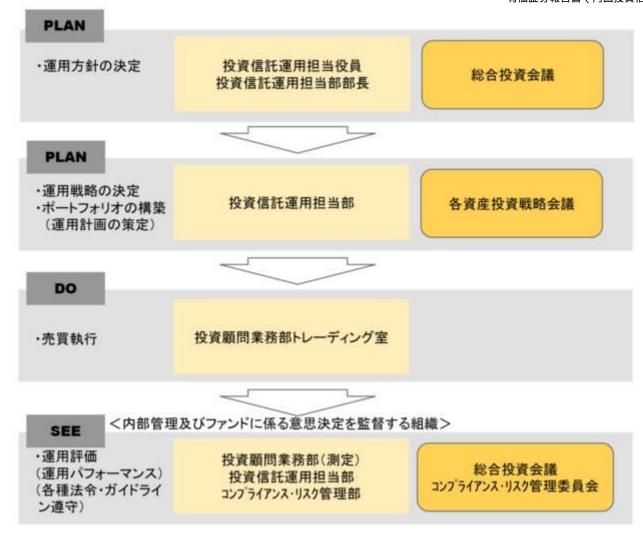
取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観 点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに証券投資信託の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託(親投資信託を除きます。)は2025年7月末現在、計293本(追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託88本、単位型公社債投資信託32本)であり、その純資産総額の合計は2,590,270百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			

			有価証券報告書(内国投資
流動資産 1 現金・預金 2 前払費用 3 未収委託者報酬 4 未収運用受託報酬 5 その他		4,034,755 112,742 1,702,469 4,148,794 2,289	4,269,903 104,386 1,826,714 1,177,062 170,005
流動資産合計		10,001,052	7,548,072
固定資産 1 有形固定資産 (1)建物 (2)器具備品	1 1	3,942 43,412	3,997 86,858
有形固定資産合計		47,354	90,856
2 無形固定資産			,
(1)電話加入権		4,535	4,535
無形固定資産合計 3 投資その他の資産		4,535	4,535
(1)投資有価証券		591,110	880,236
(2)長期差入保証金		173,961	173,961
(3) 繰延税金資産		341,629	423,116
(4) その他		31	30
投資その他の資産合計		1,106,732	1,477,345
固定資産合計		1,158,622	1,572,736
資産合計		11,159,674	9,120,808
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1, 20,000

		前事 (2024年)	業年度 3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(金額(千円)		千円)
(負債の部) 流動負債					
1 預り金 2 未払金			15,473		9,211
(1)未払配当金 (2)未払手数料	2	1,150,000 606,388		- 628,983	
(3) その他未払金	2	216,600	1,972,988	323,996	952,980
3 未払費用 4 未払消費税等			2,951,081 301,562		1,011,693
5 未払法人税等			526,818		355,431
6 賞与引当金			185,326		199,137
7 役員賞与引当金			8,100		5,700
流動負債合計			5,961,351		2,534,153
固定負債 1 退職給付引当金			257,375		278,036
2 資産除去債務			9,582		9,699
固定負債合計			266,957		287,735
負債合計			6,228,309		2,821,888
(純資産の部)					
株主資本 1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金			1,550,000		1,550,000
(1)資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金			0.075.000		4 040 444
編越利益剰余金 利益剰余金合計			2,875,330 2,875,330		4,249,144 4,249,144
株主資本合計 株主資本合計			4,838,610		6,212,424
デース					, ,
1 その他有価証券評価差			92,755		86,495
額金 評価・換算差額等合計			92,755		86,495
純資産合計			4,931,365		6,298,919
負債・純資産合計			11,159,674		9,120,808

(2)【損益計算書】

有価証券報告書(内国投資					
		前事業	€年度 4840	当事第 (自 2024年 至 2025年	€年度 4日4日
			(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		4月1日 3月31日)
ロハ ロハ	注記		-		-
区分	注記 番号	金額(十円)	金額(十円)
/ 営業収益					
1 委託者報酬		8,333,682	44 450 004	9,303,999	10 000 517
2 運用受託報酬 営業費用		6,117,209	14,450,891	3,676,517	12,980,517
1 支払手数料		3,499,242		3,656,749	
2 広告宣伝費		14,970		29,623	
3 公告費		200		470	
4 調査費		5,246,032		3,823,073	
(1)調査費		1,274,945		1,574,634	
(2)委託調査費 (3)図書費		3,968,103		2,245,446	
5 営業雑経費		2,983 146,958		2,992 151,565	
(1)通信費		13,473		18,200	
(2)印刷費		111,483		111,241	
(3)諸会費		22,001	8,907,404	22,123	7,661,482
一般管理費 1 給料		1,780,148		1,871,844	
(1)役員報酬		58,490		58,922	
(2)給料・手当		1,479,591		1,554,708	
(3)賞与		242,065		258,213	
2 福利厚生費		249,823		265,624	
3 交際費 4 寄付金		15,575		16,599	
4 寄付金 5 旅費交通費		1,330 35,906		3,330 34,315	
6 法人事業税		61,266		60,847	
7 租税公課		19,614		22,682	
8 不動産賃借料		221,404		219,845	
9 退職給付費用		91,397		99,690	
10 賞与引当金繰入 11 役員賞与引当金繰入		185,326 8,100		199,137 5,700	
12 固定資産減価償却費		38,014		22,258	
13 諸経費		459,163	3,167,070	535,615	3,357,490
営業利益			2,376,417		1,961,544
営業外収益		470		5 000	
1 受取配当金 2 受取利息		476 0		5,008 0	
3 有価証券償還益		_		18,714	
4 為替差益		9,754		-	
5 保険配当金		626		927	
6 雑益		2,615	13,473	966	25,617
営業外費用 1 有価証券売却損		7 670		301	
1 有価証券売却損 2 有価証券償還損		7,678 278		301 -	
3 為替差損		-		3,541	
4 事務過誤費		228,515		13,117	
5 雑損		241	236,712	58	17,017
経常利益			2,153,177		1,970,144
特別損失 1 有価証券評価損				3,789	
2 固定資産除却損	1	0	0	3,709	3,789
税引前当期純利益			2,153,177		1,966,355
│ 法人税・住民税及び事業 │			695,208		672,903
税					
法人税等調整額			22,977		80,362
当期純利益			1,480,946		1,373,813

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

<u> </u>			7 J V : H /			<u> </u>			
		株主資本							
		資本	剰余金	利益乗	自余金				
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計			
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664			
当期変動額	, ,	,	,	, ,	,	,			

剰余金の配当				1,150,000	1,150,000	1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変 動 額 (純						
額)						
当期変動額合 計	-	-	-	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	67,288	67,288	67,288
当期変動額合 計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:千円)

	株主資本					<u>+ 12 · 1 1 / _ </u>
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当期変動額	,	,	,	, ,	,	, ,
剰余金の配当						
当期純利益				1,373,813	1,373,813	1,373,813
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合 計	-	-	-	1,373,813	1,373,813	1,373,813
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424

		算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			1,373,813
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)	6,259	6,259	6,259
当期変動額合計	6,259	6,259	1,367,554
当期末残高	86,495	86,495	6,298,919

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

|| |定額法を採用しております。 |なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 2~20年

3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

- 4.引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第25号)に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
(1)投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。
(2)投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

- 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
建物	108,411	109,313	
器具備品	177,083	198,439	

関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位・千円)

		(干型・113丿
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金 未払配当金 その他ませる	1,150,000 188	

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位・千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

発行済株式に関する事項 1

· /U 1// // // // // // // // // // // // //	<u> </u>			
株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28 日取締役会	普通 株式	1,150,000千円	47,747円	-	2024年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2 . 剰余金の配当に関する事項 (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通 株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

(金融商品関係)

. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク

評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク に晒されております

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。 価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運 用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等で報告し、適切に管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

_ 前事業年度(2024年3月31日)			(単位:十円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	590,360	590,360	-
資産計	590.360	590.360	-

(単位:千円) 当事業年度(2025年3月31日) 貸借対照表計上額 時価 差額 879,486 879,486

投資有価証券 (2) 資産計 (1)「現金・預金」 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879, 879,486 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」 は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります

2)以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借 (対照表計上額は以下のとおりであります。 (単位・千円)

		<u>(</u>
区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	750	750

注1.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日))			(単位:千円)_
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	10年超
(1)預金	4.034.755	-	-	-

(2)未収委託者報酬	1,702,469	-	-	-
(3)未収運用受託報酬 (4)投資有価証券	4,148,794	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1	<u>(+ 12 · 1 1 / 1 / 1 </u>		
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)預金 (2)未収委託者報酬	4,269,903 1,826,714	-	-	-
(2) 本以安配有報酬		-	-	-
(3) 未収運用受託報酬 (4)投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	1,177,062	-	-	-
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	5,797	348,002	267,217	258,470
合計	7,279,477	348,002	267,217	258,470

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

て形成
こより
ット以

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

		時価			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	333,213	257,147	590,360	
資産計	-	333,213	257,147	590,360	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	429,524	449,962	879,486
資産計	-	429,524	449,962	879,486

注1.時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

注2.時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(2)期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

WI 07 671 (4)	ノ
有価証券報告書((内国投資信託受益証券)

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	100	100
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	2,815	2,815
購入、売却、発行及び決済		
購入	200,000	200,000
売却	10,000	10,000
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	449,962	449,962
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券で時価のあるもの

_ 前事業年度(2024年3月3	1日)			(単位:千円)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額

	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
 貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
0	(3) その他	110,742	120,000	9,258
	小計	110,742	120,000	9,258
合計		590,360	456,668	133,692

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

					<u> </u>
		種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
		(1)株式	-	-	-
	貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
	取得原価を超えるもの	(3) その他	545,788	401,000	144,788
		小計	545,788	401,000	144,788
	貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
	取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
	0	(3) その他	333,698	352,179	18,481
		小計	333,698	352,179	18,481
	合計		879,486	753,179	126,307

5.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

133 3 7 1 1 2 1 1 2 2 2 2	<u> </u>	<u> </u>	(12:113)
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	9,699	-	301
合計	9,699	-	301

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。) 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用して

当社は、従業員の返職給的に允らるため、非債立型の確定給的制度及の確定拠面制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(— — (— — —)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	245,172	257,375
退職給付費用	40,528	49,146

退職給付の支払額	28,325	28,485
退職給付引当金の期末残高	257,375	278,036

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(+
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債 務	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	257,375	278,036
退職給付引当金	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	257,375	278,036

(3)退職給付費用

(単位:千円)

		(干皿・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付 費用	40,528	49,146

3.確定拠出制度

(単位:千円)

		(半世・十円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当社の確定拠出制度への要 拠出額	43,710	43,907

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	169,388	189,581
繰延資産損金算入限度超過額	43,352	94,289
退職給付引当金	78,808	87,514
賞与引当金	56,746	60,975
未払事業税	26,319	21,580
未払金否認	8,118	9,142
その他	7,165	8,596
繰延税金資産 小計	389,896	471,677
将来減算一時差異等の合計に係る	4,168	5,522
評価性引当額	·	
評価性引当額 小計	4,168	5,522
繰延税金資産 合計	385,728	466,155
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	40,937	39,812
株式譲渡損益	3,031	3,120
固定資産除去価額	131	107
繰延税金負債 合計	44,099	43,039
繰延税金資産の純額	341,629	423,116

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以

下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告 第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会 計の会計処理並びに開示を行っております。

4 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6,868千円増加し、法人税等調整額が8,005千円、その他有価証券評価差額金が1,137千円それぞれ減少し、当期純利益は8,005千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計 算しております。
- 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

		(+
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	9,422	9,582
取得	-	-
時の経過による調整額	159	116
期末残高	9,582	9,699

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		(+2:113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
投資信託事業(基本報酬)	8,199,234	9,178,614
投資信託事業(成功報酬)	134,447	125,385
投資顧問事業(基本報酬)	2,793,161	3,192,013
投資顧問事業(成功報酬)	3,324,047	484,504
合計	14,450,891	12,980,517

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.製品及びサービスごとの情報
 - 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	(12:113)
顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等 該当事項はありません。
 - (2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
 - (3)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(- 4	2020 - 7	<u> </u>		<u> </u>					
種類	会社 等の 名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連 当者の関 係	取引 の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
同の親 会持会 社	損ジパD証株会保ャンC券式社	東京都新宿区	30	確定拠 出年金 業	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投信代手料支(1) 資託行数の払注 1)	838,690	未払 手数 料	218,649

同の会をつ社	SMOスマジン株会OPリクネメト式社	東京都新宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投信等係委調資託にる託査	投信等託査の払 資託委調費支注 2)	180,252	未払 費用	171,632	
--------	--------------------	--------	---	--------------------------	---	--------------	--------------------------	---------	----------	---------	--

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

末	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1 至 2	025年3月	эгц)					
	種類	会社等 の名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所割合	関連 当者 の係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	同の会をつ社	損保 ジンD 証 会社	東京都軍区	30	確定拠 出年金	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投資信 託代行 手数料 の支払 (注 1)	1,002,331	未払 手数 料	247,773
	同一 の親 会社 を持 つ 社	S O M P O フ ス シ ン 大 と 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	東京都新宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投信等係委調 資託にる託査	投資信 託等委 託調査 費の支 払(注 2)	197,617	未払費用	193,125

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。
- (4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

(1株当たり情報)

TAME O INTRO	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	204,748.41	261,528.74
1株当たり当期純利益金額(円)	61,488.32	57,040.22

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注) 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		月岡町の刊口目(71日以兵日
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	1,480,946	1,373,813
普通株主に帰属しない金額(千		
円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千	4 400 040	4 272 042
円)	1,480,946	1,373,813
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引 業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で 定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリ バティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

324,279百万円(2025年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関

する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社

から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託 するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的

とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

資本金の額は、2025年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2)販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年10月24日	有価証券届出書
2024年10月24日	有価証券報告書
2025年 4月24日	有価証券届出書
2025年 4月24日	半期報告書

EDINET提出書類 SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東洋・中国A株オープン「創新」の2024年7月26日から2025年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋・中国A株オープン「創新」の2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。